



鳥取県公報

平成 26 年 4 月 4 日 (金)
第 8 5 8 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の再開の届出 (259) (福祉保健課)・・・2 鳥取県ナースセンターの名称の変更 (260) (医療政策課)・・・・・・・・・・・・・・2 特定計量器の定期検査の実施 (261) (くらしの安心推進課)・・・・・・・・・・・・・・2 鳥取県営住宅の家賃、駐車場使用料及び水道料金の収納事務の委託 (262) (住まいまちづくり課)・・・・・・・・・・・・・・3 大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出 (263) (経済産業総室)・・・・・・・・3 土砂災害警戒区域の指定 (264) (治山砂防課)・・・・・・・・・・・・・・3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サ- ビス事業者の指定 (265) (西部総合事務所福祉保健局)・・・・・・・・・・・・・・4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サ- ビス事業者の指定 (266) (東部福祉保健事務所)・・・・・・・・・・・・・・4
◇ 教委告示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (11) (高等学校課)・・・・・・・・・・・・5
◇ 公 告	少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課)・・・・・・・・・・・・・・5 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課)・・・・・・・・・・・・6 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃)・・・・・・・・・・・・・・7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (4 件) (教育委員会事務局教育環境課)・・・・・・・・・・・・8
◇ 雑 報	県営住宅の管理の代行 (住まいまちづくり課)・・・・・・・・・・・・・・20

告 示

鳥取県告示第259号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を再開した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	再開年月日
株式会社ライフ	鳥取市湖山町東四丁目61	R e a f	鳥取市湖山町東四丁目61	平成26年2月4日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	再開年月日
株式会社ライフ	鳥取市湖山町東四丁目61	R e a f	鳥取市湖山町東四丁目61	平成26年2月4日

鳥取県告示第260号

看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第14条第4項の規定により、鳥取県ナースセンターの名称を変更する旨の届出があったので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 鳥取県ナースセンターの名称

変更前 社団法人鳥取県看護協会

変更後 公益社団法人鳥取県看護協会

2 変更年月日

平成25年4月1日

鳥取県告示第261号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
東伯郡 湯梨浜町	平成26年5月12日（月）	午後1時から 午後3時まで	東伯郡湯梨浜町大字泊1204-1 湯梨浜町中央公民館泊分館
〃	平成26年5月19日（月）	〃	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584 ハワイアロハホール
〃	平成26年5月22日（木）	〃	東伯郡湯梨浜町大字龍島500 湯梨浜町役場東郷支所
東伯郡 三朝町	平成26年6月2日（月）	〃	東伯郡三朝町大字大瀬999-2 三朝町総合文化ホール

鳥取県告示第262号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県営住宅の家賃、駐車場使用料及び水道料金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

鳥取県住宅供給公社

2 委託期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

鳥取県告示第263号

平成26年鳥取県告示第6号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示したスーパーセンタートライアル米子大谷店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

平成26年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見の概要

歩行者等の安全確保のため、店舗敷地出入口は市道に面した位置を避けて設置すること。

2 縦覧に供する期間

平成26年4月4日から1月間

3 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

鳥取県告示第264号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
三朝町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 3 土砂災害警戒区域の名称
成地区（46）、井土地区（47）、西小鹿地区（48）、吉尾地区（49）、下谷地区（50）、柿谷地区（51）

- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第265号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月4日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
独立行政法人労働者健康福祉機構	神奈川県川崎市幸区堀川町580	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目8-1	短期入所	平成26年4月1日

鳥取県告示第266号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月4日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	短期入所	平成26年4月1日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第11号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年4月4日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県立倉吉農業高等学校演習林活用策検討会	鳥取県立倉吉農業高等学校の演習林の活用策に関する事項	平成26年4月4日から平成27年3月31日まで	高等学校課
鳥取県高校生英語弁論大会審査員	鳥取県高校生英語弁論大会における優秀な発表者の選考に関する事項	"	"
鳥取県理数課題研究等発表会審査員	鳥取県理数課題研究等発表会における優秀な発表者の選考に関する事項	"	"

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成26年4月4日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
山 根 功	鳥取市今町	鳥取駅周辺地区 （鳥取市のうち東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域）
高 住 洋 一	鳥取市瓦町	
源 内 一	倉吉市上井町	上井地区 （倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域）
山 本 敏 夫	倉吉市上井	
内 田 幸 治	米子市末広町	米子駅前地区 （米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域）
横 川 徹 也	米子市皆生新田	皆生地区 （米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、

		皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
京久野 勝 之	境港市松ヶ枝町	境港市街地区 (境港市のうち元町、東本町、朝日町、末広町、中町、相生町、日ノ出町、本町、明治町、大正町、京町、松ヶ枝町及び栄町の区域)
寺 本 勤	境港市外江町	

2 少年指導委員の任期

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成26年4月4日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成26年5月12日 午前10時から午後 3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部1階第2会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署 の管内に居住する者
経験者講習		平成26年5月25日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署 の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成26年4月4日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年5月12日 午前9時から正午まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成26年5月26日 午前9時から正午まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年5月1日 午前9時から正午まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場	大口径ライフル銃等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	1人
平成26年5月8日 午前9時から正午まで	〃	〃	〃	〃
平成26年5月13日 午前9時から正午まで	〃	〃	〃	〃
平成26年5月13日 午前10時から午後3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	〃	〃	6人
平成26年5月15日 午前9時から正午まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場	〃	〃	1人
平成26年5月20日 午前9時から正午まで	〃	〃	〃	〃

平成26年5月22日 午前9時から正午まで	〃	〃	〃	〃
平成26年5月27日 午前9時から正午まで	〃	〃	〃	〃
平成26年5月29日 午前9時から正午まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

県立学校（東部地区）校内LAN運営支援業務 延べ11,880時間

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成26年7月1日から平成29年6月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法等

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行う。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達案件に係る1人1時間当たりの単価（1円未満の端数は認めない。）を見積ること。

ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年4月14日（月）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

(3) 平成26年4月4日から同年5月21日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成26年4月4日から同年5月21日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達と同種の契約又はWindows Serverのアクティブディレクトリ及びファイルサーバシステムの構築に係る契約を、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。

(6) 調達公告に示された業務の実施に当たり、派遣技術者の監督、業務の技術的指導を行うことができる者を技術責任者（MCP（マイクロソフト認定資格プログラム）のうちMCSA（マイクロソフト認定ソリューションアソシエイト）のWindows Server 2012、Windows Server 2008若しくはWindows Server 2003の資格を有している者又は独立行政法人情報処理推進機構が主催する情報処理技術者試験（平成21年度春期試験以後のものに限る。）の試験区分のうちITパスポート試験及び基本情報技術者試験以外の試験に合格している者に限る。）として設置できる者であること。

(7) 調達公告に示された業務を遂行することができ、県との協力・連携体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271
鳥取県教育委員会事務局教育環境課
電話 0857-26-7913

(3) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当
電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成26年4月4日（金）から同月25日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成26年4月4日（金）から同月24日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月25日（金）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成26年5月16日（金）午前11時から同月21日（水）正午（午後6時から翌午前8時までの間及び休日等を除く。）まで。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月20日（火）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成26年5月21日（水）午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものについて順次実施する。

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成26年4月25日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に11,880を乗じて得た金額の100分の5以上の金

額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に11,880を乗じて得た金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Dispatch of experts to support information processing in school

(2) April 25, 2014 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 21, 2014 noon : Time-limit for submission of tenders

(May 20, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7913

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

県立学校（中部地区）校内 LAN 運営支援業務 延べ5,508時間

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成26年7月1日から平成29年6月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法等

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行う。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達案件に係る1人1時間当たりの単価（1円未満の端数は認めない。）を見積ること。

ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年4月14日（月）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

(3) 平成26年4月4日から同年5月21日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成26年4月4日から同年5月21日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達と同種の契約又はWindows Serverのアクティブディレクトリ及びファイルサーバシステムの構築に係る契約を、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。

(6) 調達公告に示された業務の実施に当たり、派遣技術者の監督、業務の技術的指導を行うことができる者を技術責任者（MCP（マイクロソフト認定資格プログラム）のうちMC SA（マイクロソフト認定ソリューションアソシエイト）のWindows Server 2012、Windows Server 2008若しくはWindows Server 2003の資格を有している者又は独立行政法人情報処理推進機構が主催する情報処理技術者試験（平成21年度春期試験以後のものに限る。）の試験区分のうちITパスポート試験及び基本情報技術者試験以外の試験に合格している者に限る。）として設置できる者であること。

(7) 調達公告に示された業務を遂行することができ、県との協力・連携体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7913

(3) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成26年4月4日（金）から同月25日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成26年4月4日（金）から同月24日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月25日（金）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成26年5月16日（金）午前11時から同月21日（水）正午（午後6時から翌午前8時までの間及び休日等を除く。）まで。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月20日（火）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成26年5月21日（水）午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものについて順次実施する。

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成26年4月25日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にとっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等

により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に 5,508 を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に 5,508 を乗じて得た金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号）第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5 の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Dispatch of experts to support information processing in school

(2) April 25, 2014 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 21, 2014 noon : Time-limit for submission of tenders

(May 20, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7913

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

県立学校（西部地区）校内LAN運営支援業務 延べ9,900時間

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成26年7月1日から平成29年6月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法等

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行う。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達案件に係る1人1時間当たりの単価（1円未満の端数は認めない。）を見積ること。

ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年4月14日（月）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

(3) 平成26年4月4日から同年5月21日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成26年4月4日から同年5月21日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達と同種の契約又はWindows Serverのアクティブディレクトリ及びファイルサーバシステムの構築に係る契約を、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。

(6) 調達公告に示された業務の実施に当たり、派遣技術者の監督、業務の技術的指導を行うことができる者

を技術責任者（MCP（マイクロソフト認定資格プログラム）のうちMCSA（マイクロソフト認定ソリューションアソシエイト）のWindows Server 2012、Windows Server 2008若しくはWindows Server 2003の資格を有している者又は独立行政法人情報処理推進機構が主催する情報処理技術者試験（平成21年度春期試験以後のものに限る。）の試験区分のうちITパスポート試験及び基本情報技術者試験以外の試験に合格している者に限る。）として設置できる者であること。

（7） 調達公告に示された業務を遂行することができ、県との協力・連携体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

（1） 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

（2） 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7913

（3） 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

（4） 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成26年4月4日（金）から同月25日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成26年4月4日（金）から同月24日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月25日（金）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

（5） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（6） 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成26年5月16日（金）午前11時から同月21日（水）正午（午後6時から翌午前8時までの間及び休日等を除く。）まで。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月20日（火）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成26年5月21日（水）午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものについて順次実施する。

ウ 場所

（1）に同じ

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
- (2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の(1)の場所に平成26年 4 月 25 日(金) 正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出することができる。
 - イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出すること。
- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に 9,900 を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に 9,900 を乗じて得た金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号)第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) 電子証明書
本件入札において電子入札による場合は、5 の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Dispatch of experts to support information processing in school
- (2) April 25, 2014 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) May 21, 2014 noon : Time-limit for submission of tenders
(May 20, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan
TEL : 0857-26-7913

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年4月4日

鳥取県立鳥取湖陵高等学校長 谷 輝 久

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

県立鳥取湖陵高等学校教育用パソコン等 一式

ア パソコン実習室Ⅱ用パソコン等 一式

イ パソコン実習室Ⅲ用パソコン等 一式

ウ マルチメディア実習室用パソコン等 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成26年7月1日から平成31年6月30日まで

(4) 納入期限

平成26年6月30日

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法等

本件入札は、紙入札により行うものであること。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札見積金額は、当該借入物品に係る賃借料（保守料を含む。）の総額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年4月14日（月）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成26年4月4日から同年5月16日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成26年4月4日から同年5月16日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるもの（当該物品が故障した場合に、県の求めがあつてから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。）であること。
- (6) 本件調達と同種で同程度の規模であると認められるパソコン等の賃貸借に関する契約を、平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。
- (7) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

4 入札手続等

(1) 入札及び仕様に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北三丁目250

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

電話 0857-28-0250

電子メール koryou-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成26年4月4日（金）から同月25日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年5月16日（金）午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月15日（木）午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に平成26年4月25日（金）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : personal computers to be leased

(2) April 25, 2014 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 16, 2014 1:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(May 15, 2014 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Tottori Koryo High School 3-250 Koyama-cho Kita Tottori-shi 680-0941 Japan

TEL : 0857-28-0250

雑 報

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき、県営住宅（共同施設を含む。）を鳥取県に代わって管理することとしたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月4日

鳥取県住宅供給公社理事長 林 喜 久 治

- 1 鳥取県に代わって県営住宅の管理を行う地方住宅供給公社の名称

鳥取県住宅供給公社

- 2 鳥取県に代わって管理を行う県営住宅の名称

名 称	所在市町村
川下町団地 相生町団地 北園第1団地 北園第2団地 材木町団地 立川町団地 緑町第1団地 緑町第2団地 馬場町団地 東浜団地 浜坂第1団地 浜坂第2団地 ひばりが丘団地 東町団地 丸山町第1団地 丸山町第2団地 興南団地 湯所町第 1団地 湯所町第2団地 吉成東団地 徳尾団地 白浜団地 末恒第1団地 末恒第 2団地 東今在家団地 面影団地 行徳団地	鳥取市
明治町団地 旭田町団地 越殿団地 八幡団地 米田団地 上灘団地 福守第1団 地 福守第2団地 河北団地 上井団地 清谷団地 和田団地 鴨川団地	倉吉市
日ノ出町団地 住吉団地 内浜団地 三柳団地 河崎団地 上福原第1団地 上福原 第2団地 皆生団地 福原団地 永江団地 上粟島団地 安倍彦名団地 富益団地 道笑町ふれあい団地	米子市
渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団 地 夕日ヶ丘団地	境港市

- 3 鳥取県に代わって行う県営住宅の管理の内容

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）別表第3に掲げる事務

- 4 鳥取県に代わって県営住宅の管理を行う期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで